

2024年度 生命保険協会 滋賀県協会 青少年育成支援団体に対する助成活動 募集要項（団体様用）

1. 活動の目的

一般社団法人生命保険協会滋賀県協会では、平成25年度から市町社会福祉協議会様を通して、それぞれの市町の子どもの健全育成、または障がい児の支援を図る活動を実施する以下の団体（以下「団体」という）に助成活動を行っています。毎年2箇所の市町を対象とし、県内すべての市町で助成を行い、地域福祉の推進を図ります。

- ① （ボランティア）グループ・サークル
- ② 民間非営利の団体
- ③ 特定非営利活動法人（NPO法人）

※法人は特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人および一般財団法人のみを対象。

【内容】

1. 助成対象となる団体

子どもの健全育成、または障がい児の支援を図る活動を行っている、下記を満たす団体。

- (1) 月1回程度の活動を計画して運営していること
- (2) 下部組織への支援または物品の貸出し等のみを行う団体でないこと
- (3) 特定の政党、宗教等に偏っていないこと
- (4) 反社会的勢力との関係性を持っていないこと

2. 助成対象となる活動

(1) 下記を満たす活動。

- ① 子どもの健全育成、または障がい児の支援を図る活動
- ② 構成員以外の参加が可能な活動
- ③ 滋賀県内で行う活動

(2) 下記のような活動は対象となりません。

- ① 構成員のみの活動
- ② 1回限り開催のイベントなど、継続性のない活動
- ③ 営利活動
- ④ 地方公共団体等の委託を受けて行っている活動
- ⑤ 特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動

3. 使用目的と助成金額

活動に必要な物品（税込）

5 万円限度

※寄贈物品は消耗品ではなく、長期間使用可能なもの。

※寄贈物品の調達は、(株)ウチダビジネスソリューションズ様が担当します。

4. 申込み

(1) 提出いただく書類と期限

①助成申込書

②教育用品カタログ「UCHIDAS（ウチダス）」の物品掲載ページのコピー

③添付書類（いずれも書式は問いません。コピーも可）

イ) 会則または規約（無い場合は規則（取決め）が分かるもの。手書きでも可）

ロ) 今までの活動状況、または今後の活動計画が分かる資料

（団体発行の活動・計画のチラシ、会報、新聞・行政等の広報誌による紹介記事。）

※ご提出いただいた助成申請書、添付書類は返却できませんので、ご了承ください。

①～③を取りまとめいただき、8月16日(金)までに米原市社会福祉協議会までご提出ください。

(2) 申請にあたっての留意事項

申込内容に虚偽があることが判明した場合、反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合等には、助成を取り消し致します。

(3) 決定通知

生命保険協会滋賀県協会から団体様へ書面にてお知らせします。また、社協様にはメールにてご連絡いたします。（10月中を予定しております。）

(4) その他

ご提出いただいた助成申込書に記載されている個人情報、当会の「青少年育成支援団体に対する助成活動」及び社会貢献活動に関するご連絡以外の目的には利用いたしません。

5. 助成物品の寄贈式

滋賀県協会から「助成物品寄贈式」への参加、あるいは「取材」をお願いすることがあります。

6. 助成物品の納入

寄贈物品の納入は、(株)ウチダビジネスソリューションズ様が担当し、11月以降に納入します。

7. 返還

次の場合には寄贈物品相当額を返還頂きます。

- ・ 申込内容に虚偽があったとき
- ・ 反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合

等

以上